第 369 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1995年) 平成7年 7月 4日 火曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel:06-209-7678
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

♤消費税の節税対策

Q：私は自宅を建てる予定ですが、消費税率が5%にアップする事によって負担が増えるのが心配です。何か消費税の節税をする方法はないのでしょうか。

A：消費税法の改正により、平成9年4月1日より消費税率が3%から5%にアップします。

それによって、課税事業者でないサラリーマンなどが自宅を建てる場合は、消費税の負担額も多額となってしまいます。例えば、建設費が3千万円に消費税が90万円（3千万円×3%）で合計3,090万円であったのが、平成9年4月1日以降では、消費税が150万円（3千万円×5%）で合計3,150万円となり、消費税の税負担が60万円も増える事になります。

しかし、消費税法の改正の経過措置によって、請負工事については、平成8年9月30日までに締結した工事の請負契約では、平成9年4月1日以降に引き渡しがあっても、消費税率は現行の3%の税額で済む事になっています。

そこで、ご相談の場合には、平成8年9月30日までにご自宅の建設工事の請負契約を結んでおかれるとよろしいでしょう。そうすればご自宅の引き渡しが平成9年4月1日以降となっても3%の消費税負担で済みますから消費税の節税となります。

また、住宅等を購入される予定の方は平成9年3月31日までに取得されるとよろしいでしょう。